

1 草津市景観審議会書面会議実施要領を制定する目的

草津市景観条例施行規則第62条の規定により、景観審議会の会議は、会長が招集し、委員の過半数の出席をもって開催することとしているが、緊急に会議を開催することが困難なときは、書面で各委員の意見を聴き、審議会の議決に代えることができるものとする。

2 書面議決の対象要件

次の各号全部に該当するものを、書面議決の対象とする。

- (1) 議事内容が良好な景観形成の根幹に関わるような重要なものでないこと。
- (2) 書面により議案の内容が明確に理解できること。
- (3) 30日以内に採決を必要とする事項であること。

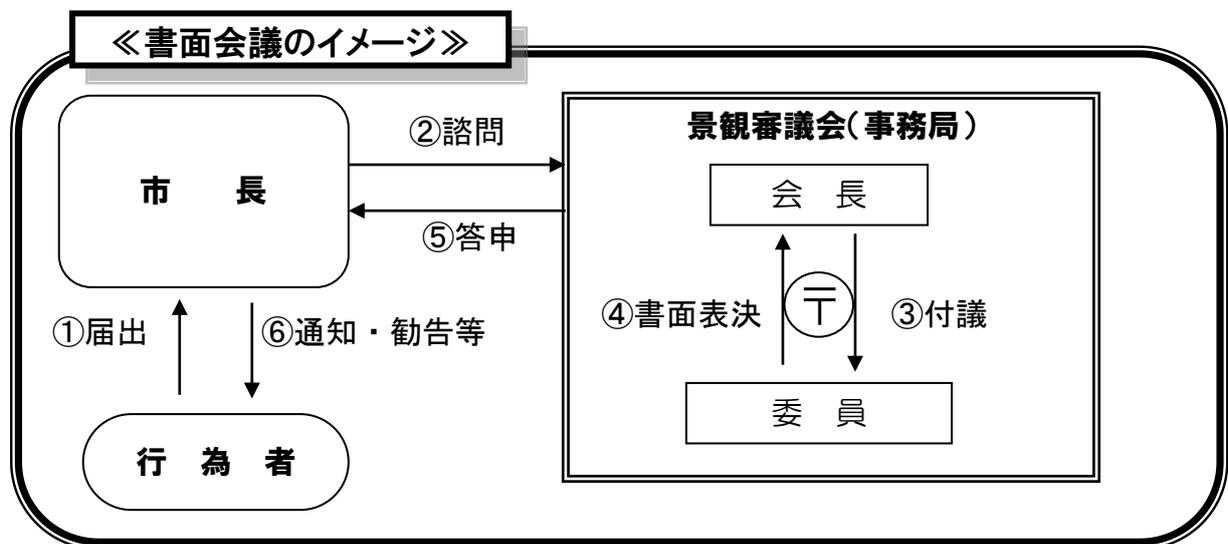
3 書面議決が想定される議事の例

次の各号に掲げる、草津市景観計画で定める届出対象行為に関する処分等が想定される。

- (1) 景観法第16条第3項に規定する勧告にかかる意見について
- (2) 景観法第17条第1項に規定する変更命令にかかる意見について
- (3) 草津市景観条例施行規則第68条に規定する景観影響調査にかかる意見について

4 書面議決の実施方法

- (1) 返信期日を定めて、議案書、書面議決書および参考図書等を全委員に送付する。
- (2) 期日内に委員の過半数から返信あれば、会議が開催されたものと認める。
- (3) 書面表決は一議案毎に、賛成または反対を明らかにするように実施し、表決者の署名または捺印がないものは無効とする。
- (4) 議決は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって行い、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (5) 事務局は、会議後、議事録（各委員の表決内容および意見の記録）を作成し、全委員に報告する。



草津市景観審議会書面会議実施要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、草津市景観条例施行規則（平成24年草津市規則第34号）第66条の規定により、草津市景観審議会（以下「審議会」という）の書面によって行われる会議について必要な事項を定めるものとする。

（書面議決の要件）

第2条 会長は次の各号をすべて満たすものに限り、書面で委員の意見を聴き、審議会の議決に代えること（以下、「書面議決」という）ができるものとする。

- (1) 議事内容が良好な景観形成の根幹に関わるような重要なものでないこと。
- (2) 書面により議案の内容が明確に理解できること。
- (3) 30日以内に採決を必要とする事項であること。

（書面議決の実施）

第3条 会長は書面議決の実施にあたり、返信期日を指定し、議案書、書面表決書（別記様式第1号）および参考図書等を全委員に送付するものとする。

- 2 期日内に委員の過半数からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。
- 3 書面表決書は一議案毎に、賛成または反対を明らかにするように実施し、委員の署名または捺印がないものは無効とする。
- 4 議決は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって行うこととし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（結果の報告）

第4条 会長は会議後、議事録を調製し、全委員に報告しなければならない。

（雑則）

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成29年●●月●●日から施行する。

書面表決書

草津市景観審議会会長 様

委員氏名 _____ ㊦

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け草景審第〇〇号で開催された草津市景観審議会書面会議の議事〇につきまして、下記のとおり表決いたします。

記

1. 表決内容

賛成する ・ 反対する （どちらかに〇をつけてください）

2. 議事に関する意見

草津市景観条例（平成24年草津市条例第8号）（抜粋）

（設置）

第40条 市長の附属機関として草津市景観審議会を置く。

- 2 景観審議会は、この条例の規定によりその権限に属する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、景観づくりに関する事項を調査審議するものとする。
- 3 景観審議会は、景観づくりに関する事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第41条 景観審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 景観審議会の委員は、景観づくりに関し学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第42条 景観審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

草津市景観条例施行規則（平成24年草津市規則第34号）（抜粋）

（審議会の会長）

第61条 草津市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第62条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第63条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。

（専門部会の議事）

第64条 第62条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるの

は「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

2 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したときまたは会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。

3 審議会は、その議決により、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席)

第65条 会長および部会長は、審議会および専門部会の議事に関して、必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(委任)

第66条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。